

うるま市立地企業の支援に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月25日

うるま市長 島袋 俊夫

うるま市規則第41号

うるま市立地企業の支援に関する条例施行規則

うるま市企業立地促進条例施行規則（平成17年うるま市規則第135号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、うるま市立地企業の支援に関する条例（平成24年うるま市条例23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（雇用奨励金の交付対象者）

第2条 条例第4条に規定する雇用奨励金の交付対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。

（雇用奨励金の額）

第3条 条例第5条に規定する雇用奨励金の交付額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（雇用奨励金申請書）

第4条 条例第6条に規定する申請書は、雇用奨励金交付申請書（様式第1号）とし、当該申請の提出期限は、操業開始の日から起算して3年とする。

（雇用奨励金の決定通知）

第5条 市長は、前条によって申請のあった雇用奨励金の交付要件を審査し、その措置を決定したときは、雇用奨励金交付申請に対する決定通知書（様式第2号）により、申請のあった者に対して通知するものとする。

（雇用奨励金の取消し等の通知）

第6条 市長は、条例第6条の規定により、雇用奨励金の交付を取り消したとき、又は停止したときは、遅滞なく雇用奨励金交付適用の取消等通知書（様式第3号）により、当該雇用奨励金の交付を受けている者に対して、通知するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 平成24年3月31日以前に、改正前のうるま市企業立地促進条例第3条の規定により雇用奨励金の交付を受ける要件を具備していた者に係る雇用奨励金の対象者及び額については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

要件	雇用奨励金対象者
従業員が5人以上の企業でうるま市における操業開始の日から2年以内に雇用奨励金対象者を雇用した企業。ただし、研修等で操業開始前に雇用した場合も、雇用奨励金の交付の対象とする。	うるま市の市民で、次の各号に該当する者を、雇用奨励金の対象者とする。 ① 新規に雇用された者 ② 正規職員として1年以上常時雇用された者 ③ 雇用保険に加入している者

別表第2（第3条関係）

雇用奨励金の額
雇用奨励金対象者1人につき1回限り10万円以内。ただし、1企業につき1,000万円を限度とする。